

一般社団法人日本eスポーツ施設協会 定 款

2022年4月1日 作 成

# 定 款

## 第1章 総 則

(名 称)

第1条 当法人は、一般社団法人日本eスポーツ施設協会と称し、英語表記ではJapan esports Facility Associationと記載し、略称を「JeFA」とする。

(主たる事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を神奈川県横浜市に置く。この法人は理事会の決議によって従たる事務所を必要な地に置くことができる。これを変更または廃止する場合も同様とする。

(公告方法)

第3条 当法人の公告方法は、官報に掲載する方法により行う。

## 第2章 目的及び事業

(目 的)

第4条 当法人は日本におけるeスポーツ文化の発展に寄与するべく、eスポーツの大会の場として、教育の場として、若しくはアマチュア文化の醸成の場として利用されるeスポーツ施設運営において、その事業者間の連携を促進し、関連事業者との連携を促進し、行政その他関係各所との調整を果たしていく事で、業界の健全な発展に寄与することを目的とする。

(事 業)

第5条 当法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) eスポーツ大会の主催・運営
- (2) 会員相互の連携促進、または会員と関係業者その他関連団体との連携促進
- (3) 施設運営に関する支援・情報共有の促進
- (4) コンテンツの取扱い・商用許諾の整備
- (5) 施設運営上の法的な整備・行政との連携

(6)前各号に附帯又は関連する一切の事業

### 第3章 社 員

(法人の構成員)

第6条 当法人は、社員及び会員で構成され、社員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

(社員名簿)

第7条 当法人は、社員の氏名及び住所を記載した社員名簿を作成し、当法人の主たる事務所に備え置くものとする。

(加 入)

第8条 当法人の社員になろうとする者は、当法人の主旨に従い、その目的の達成のために主幹となって活動を行う義務を負う。

2 当法人の社員になろうとする者は、社員総会の決議により承認された場合に、当法人の社員となることができるものとする。

(除 名)

第9条 社員が次のいずれかに該当するに至った時は、当該社員を社員総会の決議にて除名することができる。

- (1)本定款その他の規則に違反したとき。
- (2)当法人の名誉を傷つけ、または目的に反する行為をしたとき。
- (3)その他除名するべき正当な事由があるとき。

(資格喪失)

第10条 社員は、次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退社したとき。
- (2) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。
- (3) 除名されたとき。
- (4) 総社員の同意があったとき。

(退 社)

第11条 社員は退社する場合には、当法人に対して、別に定める退社届を提出するものとする。

## 第4章 会 員

(会員の種別)

第12条 会員には正会員及び賛助会員があり、それぞれの種別については、定款に定めるもののほか、別に定める会員規約によるものとする。

(加 入)

第13条 当法人の会員になろうとする者は、別に定める入会申込書を提出し、理事会の承認を得なければならない。

2 法人又は団体たる会員にあつては、法人又は団体の代表者としてこの法人に対してその権利を行使する1人の者を定め、届け出なければならない。

(会員の資格喪失)

第14条 会員が次の各号に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき。
- (2) 成年被後見人又は被保佐人になったとき。
- (3) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は廃業、解散したとき。
- (4) 会費の納入が3か月以上なされなかったとき。

2 会員がその資格を喪失しても、既に納入した会費その他の拠出金品は返還しない。

(退 会)

第15条 会員は、別に定める退会届の提出により、いつでも任意に退会することができる。

(除 名)

第16条 正会員が次のいずれかに該当するに至った時は、当該会員を社員総会の決議にて除名することができる。

- (1) 本定款その他の規則に違反したとき。
- (2) 当法人の名誉を傷つけ、または目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

2 賛助会員が前項各号に該当するときは、理事会決議によって当該会員を除名することができる。

## 第5章 社 員 総 会

(社員総会)

第17条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に開催し、臨時社員総会は、必要に応じて開催する。

(招 集)

第18条 社員総会の招集は、理事会の決議をもって決定し、代表理事がこれを招集する。代表理事に事故若しくは支障があるときは、あらかじめ定めた順位により他の理事がこれを招集する。

2 社員総会を招集するには、会日より1週間前までに、各社員に対して招集通知を発するものとする。ただし、招集通知は、書面であることを要しない。

(招集手続の省略)

第19条 社員総会は、社員全員の同意があるときは、招集手続を経ずに開催することができる。

(決議の方法)

第20条 社員総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の

議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した社員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、総社員の議決権の3分の2以上にあたる多数をもっておこなう

- (1) 社員の除名
- (2) 正会員の除名
- (3) 理事・監事の解任
- (4) 定款の変更
- (5) 解散

(議決権)

第21条 各社員は、各1個の議決権を有する。ただし、株式会社シティコミュニケーションズは5個とする。

(議長)

第22条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故若しくは支障があるときは、あらかじめ定めた順位により他の理事がこれに代わる。

(決議及び報告の省略)

第23条 理事又は社員が社員総会の目的である事項について提案をした場合において、その提案について、社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

2 理事が社員の全員に対して社員総会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を社員総会に報告することを要しないことについて、社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の社員総会への報告があったものとみなす。

(社員総会議事録)

第24条 社員総会の議事については、法令に定める事項を記載した議事録を作成し、10年間当法人の主たる事務所に備え置くものとする。

## 第6章 役員

### (役員の数)

第25条 当法人の理事の員数は、3名以上15名以内とする。監事は1名以上2名以内とする

### (役員の資格)

第26条 当法人の理事及び監事は、原則として当法人の社員及び会員（法人又は団体の場合にあつては、会員代表者とする）の中から選任する。ただし、特に必要があると認められる場合は、社員及び会員以外のものを理事及び監事に選任することを妨げない。

### (役員を選任の方法)

第27条 当法人の理事及び監事の選任は、社員総会において総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

### (理事の職務及び権限)

第28条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

### (監事の職務及び権限)

第29条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令の定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

### (役員任期)

第30条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 任期満了前に退任した役員の前補欠として、又は増員により選任された役員の前

任期は、前任者又は他の在任役員の任期の残存期間と同一とする。

(代表理事)

第31条 当法人の代表理事は理事会の決議によって1名を選定するものとする。また代表理事を2名以上設置することを妨げない。

(役員解任)

第32条 理事及び監事は、第20条2項の決議により社員総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第33条 理事及び監事の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受け取る財産上の利益は、社員総会の決議によって定める。

## 第6章 理事会

(構成)

第34条 この法人に理事会を置く。  
2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第35条 理事会は、次の職務を行う。  
(1) この法人の業務執行の決定  
(2) 理事の職務の執行の監督  
(3) 代表理事の選定及び解職

(議長)

第36条 理事会の議長は、代表理事がこれにあたる。  
2 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、あらかじめ理事会において定められた順序により他の理事がこれにあたる。



(決議及び決議の省略)

第37条 理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議事録には、出席した理事及び監事は、記名押印する。

## 第7章 顧問

(顧問)

第39条 この法人に、若干名の顧問を置くことができる

2 顧問は代表理事が理事会の決議を経て、これを委嘱する

3 顧問は代表理事の諮問に応え、理事会において意見を述べる事ができる

4 顧問は無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払をすることができる

5 第30条第1項及び第32条の規定は、顧問において準用する

## 第8章 計算

(事業年度)

第40条 当法人の事業年度は、毎年6月1日から翌年5月31日までとする。

(事業報告・収支決算)

第41条 当法人の事業報告及び収支決算については、毎事業年度終了後、代表理事が当該事業年度に関する書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時社員総会に報告し、計算書類については定時社員総会の承認を得なければならない。

(剰余金の分配)

第42条 当法人は、剰余金の分配を行わない

## 第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第43条 この定款は、第20条2項の決議により社員総会の決議によって変更することができる

(解 散)

第44条 この法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する

## 第10章 附 則

(最初の事業年度)

第45条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から2022年5月31日までとする。

(設立時理事及び代表理事)

第46条 当法人の設立時の理事及び代表理事は、次のとおりである。

設立時代表理事	三田 大明
設立時理事	松岡 仁紀
設立時理事	橋本 尚吾
設立時理事	平山 正俊

設立時理事 末澤 太浩  
設立時監事 小林 将也

(設立時社員の氏名又は名称及び住所)

第47条 当法人の設立時の社員の氏名又は名称及び住所は、次のとおりである。

(神奈川県横浜市神奈川区鶴屋町3-33-8 アサヒビル3F)  
株式会社シティコミュニケーションズ

(神奈川県横浜市神奈川区鶴屋町3-33-8 アサヒビル3F)  
株式会社ディスクシティエンタテインメント

(神奈川県横浜市神奈川区鶴屋町3-33-8 アサヒビル3F)  
株式会社ニューシティー

(定款に定めのない事項)

第48条 この定款に定めのない事項については、すべて一般社団法人及び一般財団法人に関する法律その他の法令の定めるところによる。

以上、一般社団法人日本eスポーツsports施設協会を設立のため、設立時社員株式会社シティコミュニケーションズ外2名の定款作成代理人である司法書士法人ソレイユ(社員 杉谷範子)は、電磁的記録である本定款を作成し、電子署名する。

令和4年 月 日

設立時社員 神奈川県横浜市神奈川区鶴屋町3-33-8 アサヒビル3F  
株式会社シティコミュニケーションズ

設立時社員 神奈川県横浜市神奈川区鶴屋町3-33-8 アサヒビル3F  
株式会社ディスクシティエンタテインメント

設立時社員 神奈川県横浜市神奈川区鶴屋町3-33-8 アサヒビル3F  
株式会社ニューシティー

上記設立時社員 3名の定款作成代理人  
東京都中央区日本橋2丁目1番14号  
日本橋加藤ビルディング6階  
社員 杉谷範子